

議会基本条例検討のための特別委員会中間報告

平成22年12月22日

「議会基本条例検討のための特別委員会」から中間報告を行います。

本特別委員会は、11月29日の12月定例会初日に設置され、本会議終了後に全委員の出席のもと第1委員会室で1回目の会議を行いました。

1回目の会議で斎藤臨時委員長の進行のもと、委員長互選が行われ、指名推薦により、委員長に私、角田訓也が、また副委員長に仁科文秀委員が選任されました。

全議員から議会基本条例に対しての考え方、また今後の特別委員会の進め方を述べていただき、今後の委員会につきまして3月末までの日程を決定いたしました。

12月中に2回、1月中に3回、2月中に3回、3月中に2回の会議を開催し、その間に全員協議会の開催を交えて、全議員の総意を固めたいという事で確認いたしました。

2回目の会議は、12月3日に第1委員会室で全委員の出席のもと開催いたしました。

2回目の会議では事務局から今までの議会基本条例関係の議会運営委員会での行政視察の要点の説明、並びに配布された資料の説明を受けました。

その後、全委員から議会基本条例についての考え方を順次述べていただきました。

その主な意見を申し上げさせていただきます。

議会基本条例が必要であるかないかという是非を特別委員会で確認してから具体的な作業を始める。

全議員の総意が必要なので、全議員に特別委員会に配布している資料を提供して欲しい。

特別委員会で条例化を必要と判断したならば、全員協議会で全議員に報告して意見を求める。

なぜ今、基本条例が必要なのかという議論を十分にすべきである。

全議員の総意を得るために、他の議員にもきちっと投げかけをすべきである。

概ね以上のような意見があり、「なぜ今、議会基本条例が必要なのか」に絞って意見を述べていただきました。

結果、全委員の考え方をまとめると、開かれ親しまれ信頼される議会として、住民と情報共有するためにも、また二代表制を十分に機能させるためにも、議会基本条例の制定は必要という結論に達しました。

そして今後の取り組みとして、特別委員会は開かれた議会を目指すという趣旨のもと、公開であるべきであり、会議録の要点は全議員に配付し、笠岡市議会のホームページにも議員名をアルファベットで表示して公開し、会派での議論も十分に行っていただきたいという事を確認いたしております。

こうした特別委員会の考え方を要点議事録として全議員に送付し、12月15日正午までにご意見を募りました。

寄せられた2名の議員からの考え方はお手元に配付いたしております。

そして12月20日午後、第1委員会室にて全委員出席のもと第3回目の会議を開催し、中間報告案に対しての内容・文面について精査いたしました。

以上申し上げました、特別委員会での「議会基本条例の制定は必要」という結論に対し、全議員の総意を戴いたならば、「検討のために」という文言を外した特別委員会の名称変更を行い、次のステップに進みたいと考えております。

本全員協議会において活発なご意見を数多く賜れば幸いに存じます。